

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年5月21日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「竹ヶ島海域公園自然再生協議会の委員及び各自治体に配布した資料全部 過去5年間 環境首都課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年6月4日、実施機関は、本件請求に係る公文書として、「竹ヶ島海中公園自然再生協議会及び竹ヶ島海中公園自然再生協議会専門委員会に係る資料」と特定し、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年8月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年7月5日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は、本来あるべき書類（協議及び議示録）が添付されていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、「竹ヶ島海域公園自然再生協議会の委員及び各自治体に配布した資料全部 過去5年間 環境首都課」の公開を求めており、実施機関は、本件請求の対象となる公文書を本件請求の日に環境首都課が保有していた過去5回分（毎年1回開催）の竹ヶ島海域公園自然再生協議会及び竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会において各委員に配布された資料と特定した。

(2) 竹ヶ島海域公園自然再生協議会（旧名称「竹ヶ島海中公園自然再生協議会」。）は、貴重な観光資源でもある竹ヶ島海域公園内に生育するエダミドリイシサンゴをはじめ、生育環境の変化等により損なわれつつある対象地域の自然再生を推進するために、当時は、地元自治体の1つである海陽町が協議会事務局となり、①公募による個人及び団体若しくは法人で、対象地域において自然再生事業を主体的に実施する者、②地域の自然環境に関し専門的知識や経験を有する者、③関係行政機関（国土交通省四国地方整備局、環境省中国四国地方環境事務所、徳島県、高知県、海陽町、東洋町）で構成する団体であり、徳島県からは県民環境部環境首都課長ほか委員となっていた。

(3) 本件請求の対象として、(1)で特定した公文書には、「顔写真」と竹ヶ島海域公園自然再生協議会の「代表者の印影」が含まれており、そのうち、「顔写真」については、特定することが可能な活動について撮影した写真中の「顔写真」であることから、条例第8条第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」に該当すると判断した。

また、竹ヶ島海域公園自然再生協議会の「代表者の印影」については、条例第8条第2号の「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」に該当すると判断した。

(4) 審査請求人は、審査請求書に、審査請求の理由として「本来あるべき書類（協議及び議事録）が添付されていない。」と記しているが、「協議」なるものについて、各委員に配布された資料の中に該当するものは、存在しない。

また、「議事録」について、当時の竹ヶ島海域公園自然再生協議会の活動内容は、構成メンバーである個人、団体、関係行政機関のそれぞれの取扱状況や取組方針等について情報共有や連絡調整を図ることが主たるものとなっていたため、会長選出時など、皆無ではないものの何らかの議決を行うことは稀であることから、竹ヶ島海域公園自然再生協議会等の終了後に作成されても、必ずしも各委員には配布されておらず、実施機関において本件請求の対象となるものは保有していない。

以上により、条例第12条第1項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年7月5日	諮問
令和6年8月30日 第3部会（第11回）	審議
同年 9月26日 第3部会（第12回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件請求の日に環境首都課が保有していた過去5回分（毎年1回開催）の竹ヶ島海域公園自然再生協議会及び竹ヶ島海域公園自然再生協議会専門委員会において各委員に配布された資料と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、「本来あるべき書類（協議及び議示録）が添付されていない」と主張しているが、実施機関は審査請求人が主張する書類を保有していないと説明しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、審査請求人が主張している「本来あるべき書類（協議及び議事録）」について、「協議」なるものは、各委員に配付された資料の中に該当するものは存在せず、「議事録」は、竹ヶ島海域公園自然再生協議会等の終了後に作成されても、必ずしも各委員には配布されておらず、保有していないとのことである。

審査請求人の主張する「協議」については、当審査会において確認したところ、本件処分により既に部分公開されていることから、「協議なるもの」について、各委員に配付された資料の中に該当するものは存在しないとする実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。「議事録」については、竹ヶ島海域公園自然再生協議会の事務局は海陽町商工観光課であり、議事録の作成及び公開についても協議会事務局が行うこととなっていることから、議事録を作成するか否かの判断や議事録の配付について判断を行うのは、同事務局であるため、議事録を保有していないとする実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

3 実施機関が非公開とした部分について

当審査会において、本件請求に係る公文書を見分したところ、本件処分において実施機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第1号又は第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、これらの部分を非公開としたことについての

実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	